

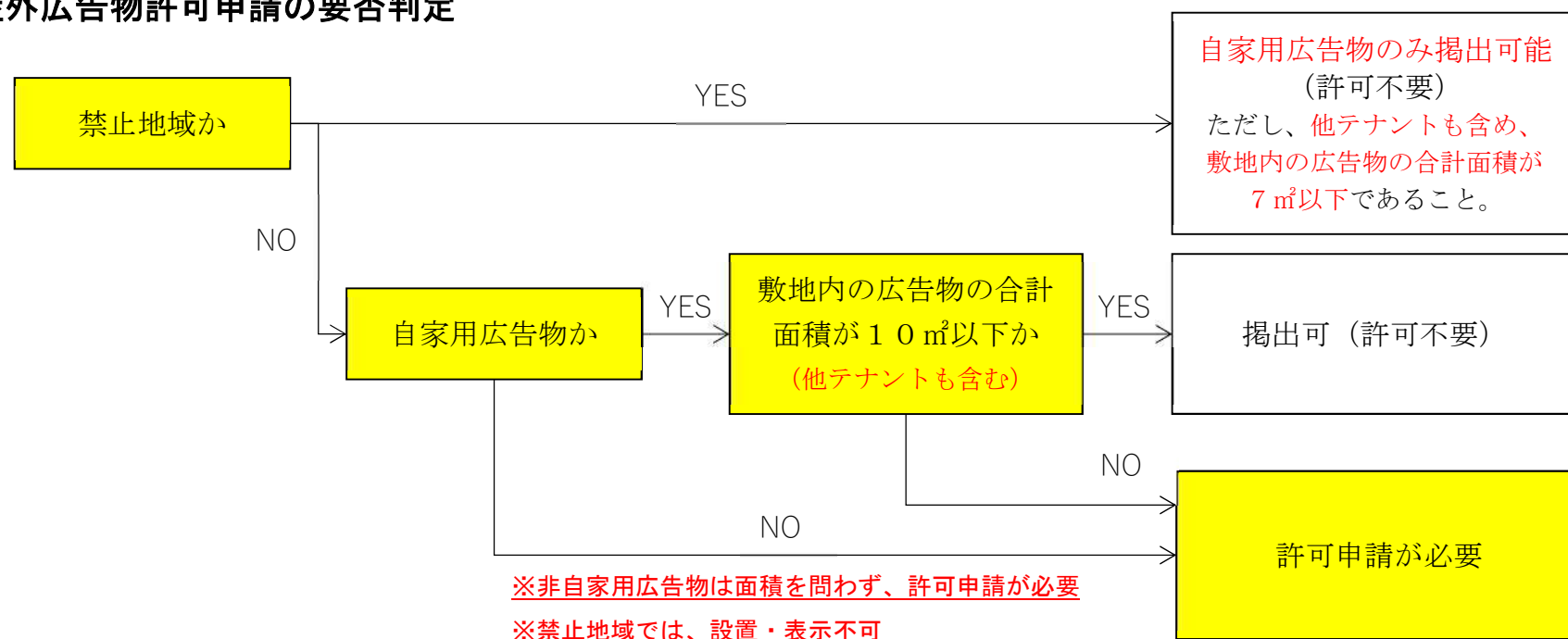
屋外広告物許可申請チェックリスト

申請書提出方法 (窓口・郵送)

既存許可の基本番号 ()

1. 申請書の確認		提出日
2. 添付書類の確認 (平面図・立面図・構造図・意匠図には広告物が特定できるよう <u>広告物番号を記載</u> すること)		
<input type="checkbox"/> 委任状 <small>代理人が手続きを行う場合は必要。(※押印必要)</small>		
<input type="checkbox"/> 用途地域図 <small>神戸市HPにて入手可能。</small>		
<input type="checkbox"/> 付近見取図 <small>広告物設置地点から半径200mの範囲が表示された地図。</small>		
<input type="checkbox"/> 配置平面図 <small>広告物の位置・道路境界線・敷地境界線・建築物壁面の位置の記載が必要。</small>		
<input type="checkbox"/> 立面図 <small>建築物等への設置位置を示す資料。壁面広告物は同一壁面の既設広告物の寸法・写真も必要。</small>		
<input type="checkbox"/> 構造図 <small>掲出物件の構造・設置方法を示す資料。地上広告物は基礎図が必要。</small>		
<input type="checkbox"/> 意匠図 <small>広告面模写図。広告物をどのように採寸したか記載すること。景観審査が必要な場合はマンセル値を追記すること。</small>		
<input type="checkbox"/> 土地・物件所有者の承諾書 <small>建築物に設置する場合は、建築物所有者の承諾を得ること。申請書欄11に所有者の押印があれば当該書面は不要。</small>		
<input type="checkbox"/> 自己点検結果報告書 <small>既設掲出物件を一部でも再利用する場合は必要。</small>		
<input type="checkbox"/> その他 (道路占用許可書)		
景観関係手続き (※以下に該当する場合は、まち再生推進課<電話：078-595-6725(もしくは6726)>にて必要な手続きを行うこと。)		
<input type="checkbox"/> 大規模チェックリスト (不要・必要 : 1個7㎡ かつ 地上高4m or 合計20㎡)		
<input type="checkbox"/> 景観形成地区 (チェックリスト: 沿1 沿2)		
<input type="checkbox"/> 景観形成地域 (チェックリスト: 都1 都2 都3 都4 都5 都6 都7)		
3. 許可基準の確認		
(用途地域 ⇒ <input type="checkbox"/> 住居系地域 (市街化調整区域含む) <input type="checkbox"/> 商工系地域 (準住居地域含む)		
	住居系地域	商工系地域
	<input type="checkbox"/> 照明は非点滅式か	
<input type="checkbox"/> 地上広告物 (非自家用)	<input type="checkbox"/> 高さ10m以下 (m)	<input type="checkbox"/> 高さ15m以下 (m)
	<input type="checkbox"/> 面積(1面)10㎡以下 (㎡)	<input type="checkbox"/> 面積(1面)30㎡以下 (㎡)
<input type="checkbox"/> 地上広告物 (自家用)	<input type="checkbox"/> 高さ15m以下 (m)	<input type="checkbox"/> 高さ20m以下 (m)
	<input type="checkbox"/> 面積(1面)20㎡以下 (㎡)	<input type="checkbox"/> 面積(1面)40㎡以下 (㎡)
<input type="checkbox"/> 屋上広告物	<input type="checkbox"/> 高さ10m以下 (m)	<input type="checkbox"/> 高さ20m以下 (m)
	<input type="checkbox"/> 建築物の高さの2/3以下	
	<input type="checkbox"/> 同一壁面積の1/2以下	
	<input type="checkbox"/> 屋上域からのみ出し無し	
	<input type="checkbox"/> 脚部・骨組みが目立たない	
<input type="checkbox"/> 壁面広告物	<input type="checkbox"/> 面積(1個)30㎡以下 (㎡)	<input type="checkbox"/> 面積(1個)70㎡以下 (㎡)
	<input type="checkbox"/> 合計面積が同一壁面積の1/3以下	
	<input type="checkbox"/> 同一壁面に同一表示無し	
	<input type="checkbox"/> 壁面からのみ出し無し	
<input type="checkbox"/> 突出広告物	<input type="checkbox"/> 面積(1面)10㎡以下 (㎡)	<input type="checkbox"/> 面積(1面)20㎡以下 (㎡)
	<input type="checkbox"/> 建物からの突出が2m以下 (m)	
	<input type="checkbox"/> 道路上への突出あり (↓以下のチェックが必要)	
	<input type="checkbox"/> 道路境界線からの突出幅が1m以下 (m)	
	<input type="checkbox"/> 歩道上の地上高2.5m以上 (m)	
	<input type="checkbox"/> 車道上の地上高4.5m以上 (m)	
4. 手数料の確認	納付方法 (収入証紙・納付書・電子決済)	手数料額 円
5. 申請担当者	(<input type="checkbox"/> 屋外広告業者 ・ <input type="checkbox"/> 受任者 ・ <input type="checkbox"/> 申請者 ・ <input type="checkbox"/> 管理者)	返信封筒
許可書送付先	(<input type="checkbox"/> 屋外広告業者 ・ <input type="checkbox"/> 受任者 ・ <input type="checkbox"/> 申請者 ・ <input type="checkbox"/> 管理者)	有・無

屋外広告物許可申請の要否判定



●屋外広告物の規格基準（条例のしおり10～13ページ掲載）を満たす必要があります。

●禁止地域の項目は条例のしおり5～6ページに掲載しています。

●自家用広告物とは、下記2項目をいずれも満たす広告物です。自己の営業敷地内に自己の店舗名や自己の商品名等、自己の営業に際し必要な表示を掲出するものが該当します。

「①広告物を掲出する敷地内で営業をしている(広告宣伝業を除く)」

「②自己の営業内容を示す広告物である」

【参考】神戸市屋外広告物条例第11条第3項第(1)号 抜粋
自己の氏名、名称、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

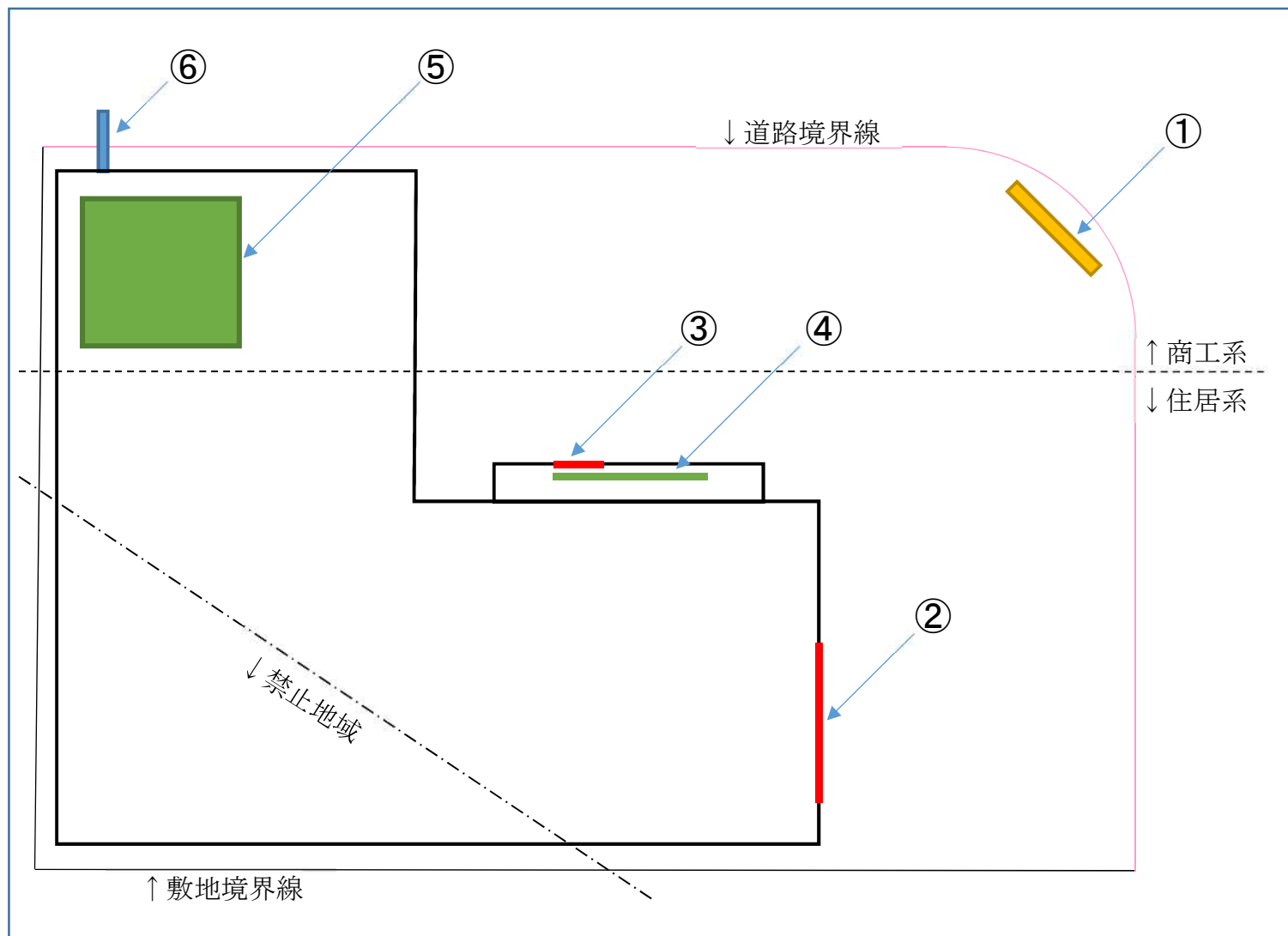
●国、地方公共団体の広告物（公共目的の広告物）は許可申請ではなく届出が必要です。

平面図作成見本

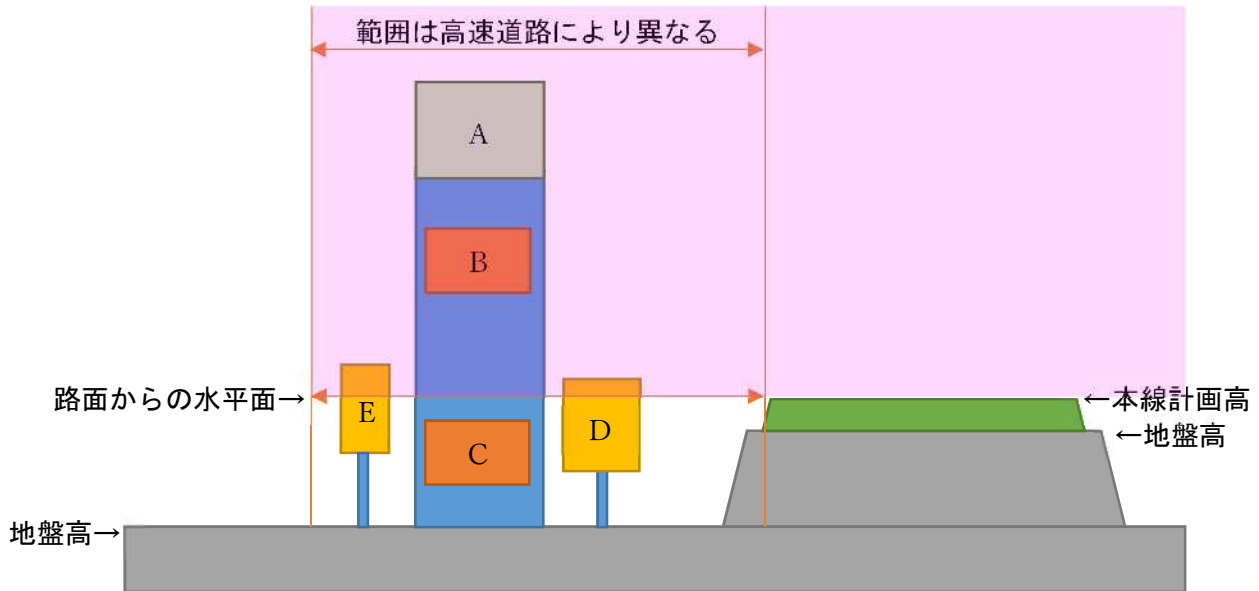
作成のポイント

※手書きでも構いません

- 広告物番号を記載する。
- 壁面広告物は掲出壁面にマーカー等で位置を示す。
(右図 広告物番号②③参照)
- 道路境界線、敷地境界線を矢印で明記する。
- 用途地域が変わる場合、境界線を明記する。
- 禁止地域が敷地内にある場合、境界線を明記する。
- 道路占用許可を受ける広告物は道路境界線を超えるように記載する。
(右図 広告物番号⑥参照)



高速道路に関する禁止地域の判断



上図の場合、桃色着色部分が禁止地域内の範囲となります。右側も同様です。

個別の広告物の判断は、Aの屋上広告物、Bの壁面広告物、Dの地上広告物は禁止地域内と判断します。Cの壁面広告物は禁止地域外と判断します。

Eの地上広告物は建物によって高速道路から遮蔽され展望できない場合、禁止地域外と判断します。
(※展望できないことを示す資料の提出が必要です)

なお、本線道路端に不透明のガードレールや防音壁があり展望できない場合は、路面高ではなく当該ガードレールや防音壁の上端より上方が禁止地域となります。

地盤高は看板設置地点毎に必要です。(敷地が水平であれば1か所で構いません)

地盤高は、[国土地理院](#)の地理院地図の「色別標高図」を表示し、地盤高を確認したい地点を右クリックすることで、地図の枠の左下に標高として地盤高を確認できます。

高速道路の本線計画高等は看板設置地点から最寄りのものを回答してください。

※阪神高速の橋脚の場合、最寄りの橋脚番号を確認し、阪神高速道路公団管理部保全管理課〔078-331-9801〕へお問い合わせください。

【参考】地理院地図



↑ここに標高として地盤高が表示されます。

【 広告物等の採寸方法 】

● 広告板等の掲出物件があるもの

広告板等の掲出物件の面積を広告物等の面積とします。

● 壁面に直接箱文字や塗装で表示するもの

個々の文字等の面積の合計でなく、一団の文字等を囲む最小の長方形の面積を広告物等の面積とします（1文字ごとの面積ではありません）。

壁面に限らず、地上広告物・屋上広告物・突出広告物の場合も同様の考え方をします。

【別図】 広告物の寸法の取り方



※意匠全体を囲う長方形で寸法を採寸します。



※文字毎に寸法を採寸するのではなく、意味の通る範囲で余白を含め採寸します。



※ロゴと一体とならなければ意味が通らない意匠の場合は、全体を囲う長方形で寸法を採寸します。

【 同一壁面の考え方 】

●五角柱以上の多角柱の同一壁面

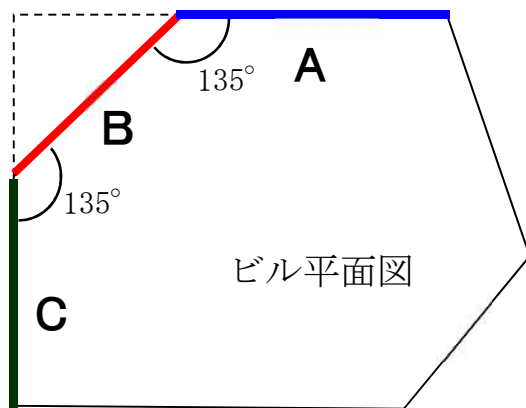
壁面の内角が 135° 以上あれば同一壁面と扱うことができます。

ただし、対象とする壁面数は、合計2面までとします。

[下図]

B面は、(A面+B面) または (B面+C面) のいずれかを同一壁面とできます。

(A面+B面) を選択した場合、C面は単独で規格基準を満たす必要があります。



●同一方向（同じ向き）に面する2以上の壁面で相互の出幅に凹凸がある場合 壁の出幅の差が1mを超えない場合は、これらの壁面は同一壁面とします。

[下図]

(A面+B面) を同一壁面とします。

A面とB面を繋ぐC面は同一壁面にならず、C面に設置する広告物はC面単独で規格基準を満たす必要があります。

